

県内港物流トライアル推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新潟港又は直江津港（以下、「県内港」という。）の利用拡大を推進するため、新たな物流ルートの構築や鉄道利用によって、県内港利用のトライアルを実施した事業者等に対し、その実績に応じて、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、第4条で定める補助対象期間中にコンテナ貨物（小口混載貨物は除く。以下、「補助対象貨物」という。）について県内港定期コンテナ航路を利用して輸出入又は移出入するトライアルを実施する事業者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、トライアル実施後の利用量が年20TEU以上見込まれるものに限り、国内の他の港湾（国際戦略港湾を除く）における補助を受けている場合については、補助の対象外とする。

(1) 新たな物流ルート枠

ア 県内港を新たに利用した新たな物流ルート（過去3か年度以内に利用した実績がない物流ルート）の構築により、トライアルを実施するもの

イ 県内港を利用し、外国の港湾で積換えて輸出入される貨物を新たに国内の他の港湾で積換える、又は国内の他の港湾で積換えて輸出入される貨物を新たに外国の港湾で積換える新たな物流ルート（過去3か年度以内に利用した実績がない物流ルート）の構築により、トライアルを実施するもの

(2) 鉄道利用枠

県内港を利用して、県内港と貨物発着地間を貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送へのトライアルを実施するもの

(3) モーダルシフト枠

(1)に該当し、かつ輸送過程でモーダルシフト（貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は海上輸送への転換等）を伴うもの

(交付基準等)

第3条 補助金は、次の各号の定めに従って交付する。

(1) 補助対象経費

補助対象貨物に係る国内陸上輸送費、梱包料、国内荷役料、輸出入諸経費、海上輸送費等、トライアル実施に係る費用

(2) 補助率

1/2以内

(3) 上限額

新たな物流ルート枠及び鉄道利用枠については上限100万円、モーダルシフト枠については上限200万円とする。ただし、移出入の場合は、上限額を半額とす

る。

- 2 複数の事業者から第6条で定める交付申請書が提出され、当該交付申請額の合計額が予算額を超える場合、知事は補助対象者を選定して交付決定することができる。
- 3 第4条で定める補助対象期間につき、輸出、輸入、移出、移入それぞれ一度のみ交付を受けることができる。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年2月末日までの期間とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合（第8条に定める軽微な変更を除く。）又は交付決定額を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第99号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第99号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。また、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告すること。

(交付申請書)

第6条 補助を受けようとする者は別記第1号様式に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画内訳書
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
 - 3 知事は、本条第1項の規定により提出された書類に関して、提出事業者又は県内港の船舶代理店等に対して調査・ヒアリングすることができる。

- 4 知事は、本条第1項に定める書類が提出された場合、別記第2号様式により提出事業者の結果を通知するものとする。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の取扱い)

第7条 知事は、第6条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 知事は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更承認申請書)

第8条 補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けることとし、別記第3号様式により変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する軽微な変更とは、補助金額の減少が2割未満となる変更とする。

(事業の中止)

第9条 補助対象期間中に、県内港を利用したトライアル実績が第2条に定める補助の対象基準を満たさないことが明らかになった場合、又は事業者の都合により補助金の交付を辞退する場合には、遅滞なく別記第5号様式により知事に届け出なければならない。

(交付決定の取消)

第10条 知事は、前条の規定により事業の中止の届けがあった場合又は次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助期間中に第2条に定める補助の対象基準を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 次条第2項に定める期限までに実績報告書の提出がなかった場合
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 不正行為があると認められた場合

(実績報告書)

第11条 実績報告書は別記第7号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 実績報告内訳明細書
 - (2) 補助対象期間中の県内港利用実績が確認できる書類(船荷証券等)の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定による実績報告書の提出の時期は、事業年度ごとに、事業計画上のトライアル最終実施日から30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月20日のいずれか早い日までとする。
 - 3 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の支払い)

第 12 条 補助金は事業年度ごとに行う規則第 13 条の規定による額の確定後に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第 8 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(書類の提出部数)

第 14 条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本 1 部とする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (令和 7 年 4 月 1 日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (令和 8 年 4 月 1 日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。